

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月13日

【四半期会計期間】 第19期第1四半期
(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

【会社名】 アストマックス株式会社

【英訳名】 ASTMAX Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 本多 弘 明

【本店の所在の場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 03-5447-8400(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鈴木 喜 雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区東五反田二丁目10番2号

【電話番号】 03-5447-8400(代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 鈴木 喜 雄

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第18期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第19期 第1四半期 連結累計(会計)期間	第18期
会計期間	自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 6月30日	自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 6月30日	自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日
営業収益 (千円)	696,605	514,686	2,798,787
経常利益 (千円)	5,682	11,578	170,579
四半期純利益又は四半 期(当期)純損失() (千円)	21,965	35,945	96,018
純資産額 (千円)	4,281,758	4,054,139	4,130,829
総資産額 (千円)	5,740,966	5,530,023	5,540,225
1株当たり純資産額 (円)	35,406.15	33,783.71	34,443.38
1株当たり四半期純利 益金額又は1株当たり 四半期(当期)純損失金 額() (円)	181.05	301.17	798.25
潜在株式調整後1株当 たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	180.95		
自己資本比率 (%)	74.4	72.9	74.2
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	685,103	100,206	1,121,951
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	70,976	10,476	29,571
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	255,151	50,605	229,723
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,087,042	1,614,197	1,575,075
従業員数 (名)	82	74	74

(注) 1 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2 第18期及び第19期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額につ
いては、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期(当期)純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間における、当社及び当社の関係会社において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	74
---------	----

(注) 従業員数は、当社企業グループ外から当社企業グループへの出向者を含む就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数(名)	54
---------	----

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

第2 【事業の状況】

1 【営業収益の状況】

営業収益実績

当第1四半期連結会計期間における営業収益実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	営業収益(千円)	前年同四半期比(%)
投資顧問事業	50,693	
うち管理報酬	50,043	
うち成功報酬		
うちその他	650	
ディーリング事業	285,218	
プロップハウス事業	178,774	
合計	514,686	

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

当社グループの主たる事業である投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業は、生産、受注といった区分が困難であるため、「生産・受注及び販売の状況」に代わり「営業収益の状況」を記載しております。また、同様の理由で「主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合」について記載をしておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、または前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」に重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

連結子会社の吸収合併

当社は、平成22年3月17日開催の取締役会において、当社の連結子会社であるアストマックス・キャピタル株式会社及びアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社を吸収合併することを決議いたしました。また、平成22年4月27日開催の取締役会において、合併契約を締結することを決議し、平成22年4月28日付にて合併契約を締結いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりであります。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社企業グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日～平成22年6月30日）においては、4月には、世界的な景気回復期待の高まりを受けて先進各国の株式市場は堅調に推移していましたが、5月以降は、ギリシャ問題をはじめとする欧州における信用不安に加え、欧州各国が緊縮財政政策をとる方針を明らかにしたことを受けて、景気低迷が長期化するとの見方が急速に広がりました。その後も、米国や中国の経済指標の悪化を材料に、株式市場は大幅安となりました。中でも、5月6日にNYダウが一時1,000ドル近い下げを見せたことは、市場の注目を集めました。

一方、当社企業グループの主要事業と関わりの深い商品市場では、5月以降、安全資産として金が堅調に推移する一方、石油・非鉄金属など景気の影響を受けやすい銘柄を中心に大幅安となりました。4月上旬に85ドルを越えていた米国WTI原油先物価格は、5月には65ドル割れまで下落する場面がありました。その中で、東京工業品取引所の金先物価格は、1グラム当たり3,700円を越える高値を付ける場面もありましたが、円高の進展と共に6月末には水準を切り下げています。

当社企業グループにおける、当第1四半期連結会計期間の営業収益は前年同四半期比181百万円（26.1%）減少し、514百万円となりました。一方、営業費用は146百万円（21.2%）減少の545百万円となり、経常利益は5百万円（103.8%）増加の11百万円となりました。また、当第1四半期連結会計期間に本社移転に係る費用が26百万円、投資有価証券の売却損失18百万円等が発生し、合計47百万円の特別損失を計上したことにより、四半期純損失は35百万円（前年同四半期は21百万円の四半期純利益）となりました。

セグメントごとの業績及び取り組み状況は次のとおりです。

投資顧問事業

当事業では、国内外の商品先物市場及び金融商品市場を中心に、顧客資産の運用業務を行っている他、年金基金に対してポートフォリオ・マネジメント業務を行っております。

顧客資産の運用業務においては、当社が開発した商品指数Astmax Commodity Index（AMCI）が、昨年に引き続き平成22年においても、世界に数ある商品指数の中で相対的に高いパフォーマンスを示しております。また、アクティブ型の運用プログラムにつきましても、本年度に入ってから世界的にヘッジファンド等の運用成績が大きく落ち込んでいる中、「アストジェネシス」は、比較的安定した運用成績となっています。この様な状況下、当事業では、当社の得意とする商品運用に関して、既存の運用プログラムを伸ばすことに加え、新規の運用プログラムの取り扱いを始めることで受託運用資産の増加を目指す取り組みを進めております。

当第1四半期連結会計期間の顧客運用資産残高推移は以下のとおりです。

- ・「WTI原油先物連動型」プログラムの運用資産は、6月末には133.9億円となり、前期末比で約24.5億円減少しました。
- ・2月より運用が開始された「金先物連動型」プログラムの運用資産は、6月末には29.5億円となり、前期末比で約7.8億円減少しました。
- ・「Astmax Commodity Index（AMCI）連動型」プログラムの運用資産は、6月末には40.9億円となり、前期末比で約1.5億円減少しました。
- ・「アストジェネシス」プログラムの運用資産は、6月末には21.3億円となり、前期末比で約1.0億円増加しました。
- ・「アストマックス・コモディティ・グローバル・マクロ」プログラムの運用資産は、6月末には9.9億円となり、前期末比で約0.7億円減少しました。
- ・「コモディティ・バスケット型」プログラムの運用資産は、6月末には4.0億円となり、前期末比で約0.2億円減少しました。
- ・商品運用に付随する債券運用戦略等は、6月末には78.2億円となり、前期末比で約0.4億円増加しました。

・ポートフォリオ・マネジメント業務の運用資産は、年金基金の既存運用についての資産減少に伴い、6月末には20.3億円となり、前期末比で約4.9億円減少しました。
当事業全体の運用資産残高は、平成22年3月末の376億円から当第1四半期末には338億円になり、約38.2億円減少しました。
以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は50百万円、セグメント損失は32百万円となりました。

ディーリング事業

当事業では、東京工業品取引所等国内商品先物市場を中心に、一部海外商品先物市場・OTC市場（ ）も利用してディーリング業務を行っております。

当第1四半期の市場環境は、前述のとおり比較的大きな値動きとなり、当事業にとって好ましいものでしたが、当事業の主たる取引参加市場である東京工業品取引所の出来高は大きな回復に至らず、海外商品先物市場・OTC市場を絡めた裁定取引機会の増大には繋がりませんでした。

このような環境下、前期のCOMEX及びIMM会員権取得により、海外市場へのシフトが徐々に進んでおり、国内商品先物市場の出来高低下に対する対応が進展しております。

当事業の東京工業品取引所における取引高は、前期に引き続き当第1四半期も第1位となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は285百万円、セグメント利益は61百万円となりました。

() OTC市場とは、取引所を介さない相対取引の市場のこと。

プロップハウス事業

当事業では、原則として電子取引に限定した自己売買取引を実施しております。主たる市場は、東京工業品取引所ですが、東京穀物商品取引所、海外商品先物市場、外国通貨先物、その他金融商品先物も活用しており、とりわけ海外市場への取り組み比率を徐々に引き上げております。

今後更なる海外商品先物市場へのアクセスの強化及び国内商品先物市場の裁定取引機会の増大を図るべく、前期半ばよりフレックスタイム制の見直し、在宅でのディーリング環境の整備、自動売買の普及促進等、より柔軟で多面的な運用を行なうための手立てを段階的に講じてきました。結果として、ディーラーの勤務時間を月次で管理、7割を超えるディーラーが在宅環境、数名のディーラーが自動売買手法を併用したディーリング手法を確立するという状況となり、来る本年9月からの東京工業品取引所の取引時間延長に備えた体制をほぼ整えるに至りました。

しかしながら、主力の東京工業品取引所の出来高の低下に歯止めがかからず収益環境はさらに悪化、とりわけ金の裁定取引が不調に推移する中、6月に上位ディーラー1名が退社することとなり、当事業の収益は所期の成果を残すことができませんでした。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の営業収益は178百万円、セグメント損失は8百万円となりました。

上記、セグメント利益又はセグメント損失は、四半期連結財務諸表の経常利益と調整を行っており、セグメント間の内部営業収益又は振替高が含まれております。

報告セグメントについての詳細は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて0.3%増加し、4,195百万円となりました。これは、商品が金の現受けにより208百万円増加し、国内商品取引所及び海外ブローカーなどへの差入保証金が192百万円減少したこと等によります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて1.6%減少し、1,334百万円となりました。これは、投資有価証券が売却により46百万円、評価減により12百万円、長期差入保証金が資産除去債務に関する会計基準の適用により19百万円減少し、建物（設備造作）及びリース資産が本社移転に伴い67百万円増加したこと等によります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて0.2%減少し、5,530百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて8.7%増加し、1,171百万円となりました。これは、その他流動負債に含まれるデリバティブ取引に係る評価差金が247百万円増加し、未払金が174百万円減少したこと等によります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて8.2%減少し、304百万円となりました。これは、長期借入金が返済により58百万円減少し、リース債務が32百万円増加したこと等によります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて4.7%増加し、1,475百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて1.9%減少し、4,054百万円となりました。これは、利益剰余金が、四半期純損失により35百万円、剰余金の配当により29百万円減少したこと等によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、1,614百万円(前年同四半期比22.7%減)となりました。

当第1四半期連結会計期間に係る区分ごとのキャッシュ・フローの状況は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における営業活動による資金の増減は、主として自己先物取引差金(デリバティブ取引に係る評価差金)の減少によるキャッシュ・フローの増加(266百万円)、差入保証金の減少による資金の増加(215百万円)、金の現受けに係るたな卸資産の増加による支出(208百万円)、未払金の支払による資金の減少(168百万円)等により、100百万円(前年同四半期は685百万円)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における投資活動による資金の増減は主として、有形固定資産の取得(賃貸事務所における設備造作)による支出(36百万円)、投資有価証券の売却による収入(27百万円)等により、10百万円(前年同四半期は70百万円)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間における財務活動による資金の増減は主として、短期借入金の返済による支出(188百万円)、長期借入金の返済による支出(58百万円)、短期借入れによる収入(219百万円)等により、50百万円(前年同四半期は255百万円)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」より新たに生じた課題はありません。また、変更のある課題は以下のとおりです。

〔プロップハウス事業の強化・モデルの転換〕

デイトレードを中心とした国内商品先物市場での取引依存度を下げ、デリバティブ市場（海外の金融・証券先物市場を含む）を投資対象市場とすることによる取引の分散化を実施し、あわせ当事業におけるコスト引下げを行うことによって損益分岐点の改善を図りたいと考えています。具体的な方策は以下のとおりです。

- 取引時間の24時間化対応、より柔軟なフレックスタイム制度や在宅勤務制度の導入
- 投資対象の分散化をならしめる優秀なディーラーの増員及びトレーニー採用
- 海外市場での取引コストの削減
- 海外先物市場の取引ウェイトの引き上げ（投資対象に金融・証券先物を含む）
- 上記の方策をカバーするリスクマネジメント体制の整備

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営成績に重要な影響を与える要因について」及び「戦略的現状と見通し」より重要な変更はありません。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度の有価証券報告書に記載した「経営者の問題認識と今後の方針について」より重要な変更はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当社グループは、平成22年5月に事務所移転を行ったため、事務所内設備造作等につき以下の設備を取得いたしました。その内容は以下のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)			従業員数 (名)	完了年月
				建物	リース 資産	合計		
提出会社	本社 (東京都品川区)	全社	事務所内 造作等	34,568	36,839	71,408	54	平成22年5月

(2) 設備の新設、除却等の計画

前連結会計年度末に計画中であった設備の新設についての計画は、「(1) 主要な設備の状況」に記載のとおり、平成22年5月に完了しております。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	360,000
計	360,000

【発行済株式】

種類	第1四半期連結会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	127,996	127,996	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式
計	127,996	127,996		

(注) 単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成13年改正旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年1月21日)：新株予約権割当契約日(平成16年2月12日)	
	第1四半期会計期間末現在(平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	250(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,500(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年2月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000
新株予約権の行使の条件	上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所又は店頭市場に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。 権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により払込む金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 4 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
- 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- 5 平成17年10月25日をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)：新株予約権割当契約日(平成17年1月14日)	
第1四半期会計期間末現在(平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	31(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	310(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000
新株予約権の行使の条件	上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所又は店頭市場に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。 権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。

新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

- (注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
- 2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- 3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により払込む金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

- 4 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
- 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」の規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。
- 5 平成17年10月25日をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成16年6月25日)：新株予約権割当契約日(平成17年6月24日)	
	第1四半期会計期間末現在(平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	24(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240(注2)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注3)
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000

新株予約権の行使の条件	上記行使期間にかかわらず、当社が日本国内の証券取引所に上場されるまでは、新株予約権を行使できない。 権利行使時において当社または当社子会社の取締役及び従業員の地位にあることを要する。 新株予約権者の相続人による本新株予約権の相続は認めない。 その他の条件については新株予約権者と締結する「新株予約権付与契約書」による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び質入等の処分は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、発行対象者の退職による権利喪失に伴い新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、各発行対象者の1個あたりの新株予約権の行使により発行される株式の数は、次の算式により調整されます。なお、かかる調整は当該時点においてその者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行日以降に当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日以降に当社が時価を下回る価額で新株を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使によるものを除く。）は、次の算式により払込む金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

4 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は以下のとおりであります。
 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。
 新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。
 当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

5 平成17年10月25日をもって普通株式1株を10株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第4回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日)：新株予約権割当契約日(平成19年12月21日)	
第1四半期会計期間末現在(平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	483
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	168

新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	483(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	43,013(注2)
新株予約権の行使期間	平成21年12月22日～平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 43,013 資本組入額 21,507
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、子会社取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位であることを要する。譲渡及び、質入れその他担保設定及び相続は認めない。その他の条件については新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び、質入れその他担保設定及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむをえない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができます。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとします。

- 3 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができます。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(これらを総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。
新株予約権を行使することができる期間
残存新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日
から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することが出来る期間の満了日まで
とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定す
る。
譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
新株予約権の取得条項
(注)3に準じて決定する。
その他の新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第5回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成19年6月27日):新株予約権割当契約日(平成20年5月19日)	
第1四半期会計期間末現在(平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	513
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	86
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	513(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,900(注2)
新株予約権の行使期間	平成22年5月20日 ~ 平成24年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,900 資本組入額 15,450
新株予約権の行使の条件	権利行使時において当社の取締役、監査役、従業員、子会社取締役、監査役及び従業員のいずれかの地位であることを要する。 譲渡及び、質入れその他担保設定及び相続は認めない。 その他の条件については新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡及び、質入れその他担保設定及び相続は認めない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注)1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとします。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切

り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとします。

- 3 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができます。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - 交付する再編対象会社の新株予約権の数
 - 残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
 - 再編対象会社の普通株式とする。
 - 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
 - 組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - 組織再編成行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。
 - 新株予約権を行使することができる期間
 - 残存新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。
 - 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。
 - 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - 新株予約権の取得条項
 - （注）3に準じて決定する。
 - その他の新株予約権の行使の条件
 - 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第6回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成20年6月26日)：新株予約権割当契約日(平成21年5月19日)	
第1四半期会計期間末現在(平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	47
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	19,842(注2)

新株予約権の行使期間	平成23年5月20日 ~ 平成26年5月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 19,842 資本組入額 9,921
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社の取締役、監査役もしくは従業員又は当社社会の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。 本新株予約権を譲渡することはできない。 本新株予約権に担保権を設定することはできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡及び担保権を設定することはできない。
代用払込みにに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができます。

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という）を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとします。

- 3 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができます。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

(注) 3 に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

第7回新株予約権

株主総会の特別決議日(平成21年6月25日):新株予約権割当契約日(平成22年5月18日)	
第1四半期会計期間末現在(平成22年6月30日)	
新株予約権の数(個)	1,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株制度の採用はありません。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000(注1)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	24,039(注2)
新株予約権の行使期間	平成24年5月19日 ~ 平成27年5月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 24,039 資本組入額 12,020
新株予約権の行使の条件	権利行使時においても当社の取締役、監査役もしくは従業員又は当社社会の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。 譲渡及び、質入れその他担保設定及び相続は認めない。 その他の条件については新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡及び、担保権を設定することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を行う場合、本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は、次の算式により調整されます。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、株式数の変更を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、必要な調整を行うことができるものとします。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

上記のほか、割当日後、株主への無償割当て等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた時は、合理的な範囲で、行使価額は適正に調整されるものとします。

- 3 本新株予約権者が「新株予約権の行使の条件」の条件を満たさなくなった場合、その他の理由の如何を問わず権利を行使することができなくなった場合、当該本新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができます。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生直前の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社が新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に準じて決定する。

新株予約権を行使することができる期間

残存新株予約権を行使することが出来る期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することが出来る期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

新株予約権の取得条項

（注）3に準じて決定する。

その他の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月30日		127,996		1,720,000		1,245,150

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 8,643		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 119,353	119,353	同上
単元未満株式			
発行済株式総数	127,996		
総株主の議決権		119,353	

(注)単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

【自己株式等】

平成22年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) アストマックス株式会社	東京都渋谷区恵比寿 一丁目20番18号(注)	8,643		8,643	6.75
計		8,643		8,643	6.75

(注)当社は、平成22年6月24日付にて東京都品川区東五反田二丁目10番2号へ本店所在地を変更しております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高(円)	28,000	23,290	19,300
最低(円)	19,100	18,000	18,000

(注)最高・最低株価は、大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役会長 ディーリング事業統轄役員 (ディーリング部門長)	代表取締役社長 (業務部門長)	牛嶋 英揚	平成22年7月1日
代表取締役社長 投資顧問事業統轄役員 管理グループ管掌役員	代表取締役専務 (管理部門長)	本多 弘明	平成22年7月1日
取締役 (ディーリング部門副部門長 兼 ディー リング部長 兼 派生商品部長)	取締役 (ディーリング部門長 兼 ディーリング部長 兼 社長付)	森 博寿	平成22年7月1日

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び前第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,614,197	1,575,075
営業未収入金	97,134	59,720
商品	208,919	-
差入保証金	2,180,021	2,372,243
繰延税金資産	34,035	33,502
その他	60,966	143,387
流動資産合計	4,195,274	4,183,929
固定資産		
有形固定資産		
建物	34,568	29,434
減価償却累計額	962	28,895
建物(純額)	33,606	539
器具及び備品	68,957	88,904
減価償却累計額	46,872	65,506
器具及び備品(純額)	22,085	23,397
リース資産	36,839	-
減価償却累計額	1,023	-
リース資産(純額)	35,815	-
有形固定資産合計	91,507	23,937
無形固定資産		
投資その他の資産	16,731	16,276
投資有価証券	427,805	486,831
出資金	68,641	74,822
長期差入保証金	673,569	697,503
保険積立金	46,497	46,629
その他	11,650	11,980
貸倒引当金	1,655	1,685
投資その他の資産合計	1,226,509	1,316,082
固定資産合計	1,334,748	1,356,296
資産合計	5,530,023	5,540,225

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	41,820	26,738
短期借入金	483,800	453,400
1年内返済予定の長期借入金	128,200	128,200
1年内償還予定の社債	48,400	48,400
未払金	65,805	240,477
未払費用	27,724	16,282
未払法人税等	3,541	21,199
賞与引当金	-	32,765
インセンティブ給引当金	80,713	41,043
本社移転費用引当金	-	28,000
その他	291,276	40,907
流動負債合計	1,171,283	1,077,415
固定負債		
社債	81,600	81,600
長期借入金	142,220	200,270
退職給付引当金	37,324	36,709
その他	43,455	13,400
固定負債合計	304,600	331,980
負債合計	1,475,883	1,409,395
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,720,000	1,720,000
資本剰余金	1,245,150	1,245,150
利益剰余金	1,284,048	1,349,832
自己株式	200,394	200,394
株主資本合計	4,048,804	4,114,588
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	16,617	3,668
評価・換算差額等合計	16,617	3,668
新株予約権	21,952	19,909
純資産合計	4,054,139	4,130,829
負債純資産合計	5,530,023	5,540,225

(2)【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業収益		
投資顧問事業収益	29,015	50,693
ディーリング事業収益	406,051	285,218
プロップハウス事業収益	261,538	178,774
営業収益合計	696,605	514,686
営業費用	692,428	545,970
営業利益又は営業損失()	4,176	31,284
営業外収益		
受取利息	4	26
為替差益	2,820	46,398
業務受託料	2,376	1,014
受取手数料	2,772	-
その他	1,178	242
営業外収益合計	9,151	47,682
営業外費用		
支払利息	6,454	4,702
その他	1,192	117
営業外費用合計	7,646	4,819
経常利益	5,682	11,578
特別利益		
貸倒引当金戻入額	210	30
関係会社株式売却益	30,352	-
新株予約権戻入益	-	307
特別利益合計	30,562	337
特別損失		
固定資産除却損	2,565	1,624
投資有価証券売却損	-	18,932
情報提供契約解約損失	2,071	-
本社移転費用	-	26,955
特別損失合計	4,636	47,513
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	31,607	35,597
法人税、住民税及び事業税	955	882
法人税等調整額	8,686	533
法人税等合計	9,641	348
四半期純利益又は四半期純損失()	21,965	35,945

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	31,607	35,597
減価償却費	6,843	6,131
賞与引当金の増減額(は減少)	42,135	32,765
インセンティブ給引当金の増減額(は減少)	98,584	39,670
退職給付引当金の増減額(は減少)	7,254	615
貸倒引当金の増減額(は減少)	210	30
本社移転費用引当金の増減額(は減少)	-	28,000
受取利息及び受取配当金	4	26
支払利息	6,454	4,702
関係会社株式売却損益(は益)	30,352	-
投資有価証券売却損益(は益)	-	18,932
移転費用	-	26,955
自己先物取引差金(借方)の増減額(は増加)	66,640	266,198
たな卸資産の増減額(は増加)	-	208,919
未収入金の増減額(は増加)	43,398	33,857
取引所出資金等の増減額(は増加)	444	6,180
差入保証金の増減額(は増加)	364,232	215,558
未払金の増減額(は減少)	256,596	168,440
未払費用の増減額(は減少)	15,388	11,168
預り金の増減額(は減少)	18,322	8,894
売却借入商品の増減額(は減少)	650	-
その他	32,099	60,298
小計	467,148	139,881
利息及び配当金の受取額	0	26
利息の支払額	6,172	4,465
移転費用の支払額	-	21,177
特別退職金の支払額	37,114	-
訴訟和解金の支払額	6,700	-
法人税等の支払額	168,004	16,071
法人税等の還付額	35	2,012
営業活動によるキャッシュ・フロー	685,103	100,206
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却による収入	-	27,144
有形固定資産の取得による支出	1,211	36,500
無形固定資産の取得による支出	-	1,120
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 72,187	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	70,976	10,476

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	138,000	219,000
短期借入金の返済による支出	250,000	188,600
長期借入金の返済による支出	76,276	58,050
自己株式の取得による支出	24,892	-
リース債務の返済による支出	-	963
配当金の支払額	41,981	21,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	255,151	50,605
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	869,279	39,122
現金及び現金同等物の期首残高	2,956,322	1,575,075
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 2,087,042	1 1,614,197

【継続企業の前提に関する事項】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)	
会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業費用が597千円増加し、営業損失が同額増加し、経常利益が同額減少し、税金等調整前四半期純損失が同額増加しております。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)	
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>前第1四半期連結会計期間において、区分掲記しておりました「長期未収入金」(前第1四半期連結会計期間30,953千円)は金額的重要性が減少したため、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しております。 なお、当第1四半期連結会計期間の「長期未収入金」は、11,650千円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自平成22年4月1日至平成22年6月30日)	
繰延税金資産の回収可能性の判断	<p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、並びに一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

【追加情報】

当第1四半期連結会計期間
 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)

(ディーリング事業及びプロップハウス事業における海外商品先物取引に係る未決済ポジションの時価算定方法の変更)

前連結会計年度の第4四半期連結会計期間より、後述の変更を行っております。

海外商品先物取引に係る未決済ポジションについては、従来、海外商品先物取引所の現地清算値段によって評価を行っていましたが、両事業の主要なディーリング取引手法である国内商品先物と海外商品先物の裁定取引のボリュームが増加してきたことに伴い、ディーリングの取引実態をより適切に財務諸表へ反映させるため、前連結会計年度の第4四半期連結会計期間より、国内の商品先物取引所の取引終了時間において算定した、海外商品先物取引所の清算値段決定手順(Settlement Price Rule)に準じた理論価格を用いる方法へ変更しております。

この変更に伴い、従来と同一の方法によった場合に比べ、営業収益が35,795千円減少し、営業損失が同額増加、経常利益が同額減少し、税金等調整前四半期純損失が同額増加しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び

前連結会計年度末(平成22年3月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)	
営業費用の主なもの		営業費用の主なもの	
商品取引所定率会費	84,443 千円	商品取引所定率会費	99,320 千円
役員報酬	35,735 千円	役員報酬	31,719 千円
給与手当	151,872 千円	給与手当	126,524 千円
賞与	7,333 千円	賞与	10,866 千円
インセンティブ給	247 千円	インセンティブ給	219 千円
インセンティブ給引当金繰入額	112,498 千円	インセンティブ給引当金繰入額	39,695 千円
法定福利費	20,488 千円	法定福利費	22,680 千円
退職給付費用	6,692 千円	退職給付費用	3,636 千円
株式報酬費用	2,250 千円	株式報酬費用	2,351 千円
地代家賃	38,222 千円	地代家賃	21,566 千円
減価償却費	6,843 千円	減価償却費	6,131 千円
		敷金償却費	597 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)																		
<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: center;">(平成21年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">2,087,042 千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">2,087,042 千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	2,087,042 千円	現金及び現金同等物	2,087,042 千円	<p>1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p style="text-align: center;">(平成22年6月30日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">1,614,197 千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">1,614,197 千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	1,614,197 千円	現金及び現金同等物	1,614,197 千円										
現金及び預金	2,087,042 千円																		
現金及び現金同等物	2,087,042 千円																		
現金及び預金	1,614,197 千円																		
現金及び現金同等物	1,614,197 千円																		
<p>2 株式売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の売却により連結除外したアストマックスFX株式会社の連結除外時の資産及び負債の主な内訳並びに株式の売却価額と売却による収入の関係は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">186,394 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">466 千円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">1,212 千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式売却益</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">30,352 千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社株式売却価額</td> <td style="text-align: right;">216,000 千円</td> </tr> <tr> <td>関係会社現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">143,812 千円</td> </tr> <tr> <td>株式の売却による収入</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">72,187 千円</td> </tr> </table>	流動資産	186,394 千円	固定資産	466 千円	流動負債	1,212 千円	関係会社株式売却益	30,352 千円	関係会社株式売却価額	216,000 千円	関係会社現金及び現金同等物	143,812 千円	株式の売却による収入	72,187 千円	<p>3 重要な非資金取引の内容</p> <p>当第1四半期連結累計期間に新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">リース資産</td> <td style="text-align: right;">36,839 千円</td> </tr> <tr> <td>リース債務</td> <td style="text-align: right;">38,922 千円</td> </tr> </table>	リース資産	36,839 千円	リース債務	38,922 千円
流動資産	186,394 千円																		
固定資産	466 千円																		
流動負債	1,212 千円																		
関係会社株式売却益	30,352 千円																		
関係会社株式売却価額	216,000 千円																		
関係会社現金及び現金同等物	143,812 千円																		
株式の売却による収入	72,187 千円																		
リース資産	36,839 千円																		
リース債務	38,922 千円																		

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	127,996

2 自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	8,643

3 新株予約権等の四半期連結会計期間末残高
ストック・オプションとしての新株予約権

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(千円)
提出会社	旧商法第1回ストック・オプション			
	旧商法第2回ストック・オプション			
	旧商法第3回ストック・オプション			
	会社法第4回ストック・オプション			8,180
	会社法第5回ストック・オプション			7,697
	会社法第6回ストック・オプション			5,558
	会社法第7回ストック・オプション			516
合計				21,952

会社法第6回及び会社法第7回のストック・オプションについては、権利行使期間の初日は到来しておりません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月24日 定時株主総会	普通株式	29,838	250	平成22年3月31日	平成22年6月25日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

(単位：千円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
前連結会計年度末残高	1,720,000	1,245,150	1,349,832	200,394	4,114,588
当第1四半期連結会計期間末までの変動額					
剰余金の配当			29,838		29,838
四半期純損失			35,945		35,945
当第1四半期連結会計期間末までの変動額合計			65,784		65,784
当第1四半期連結会計期間末残高	1,720,000	1,245,150	1,284,048	200,394	4,048,804

剰余金の配当の詳細につきましては、「4 配当に関する事項 (1) 配当金支払額」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	投資 顧問事業 (千円)	ディー リング事業 (千円)	プロップ ハウス 事業 (千円)	外国為替 証拠金 取引事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
営業収益							
(1) 外部顧客に対する営業収益	29,015	406,051	261,538		696,605		696,605
(2) セグメント間の内部営業収益又は振替高							
計	29,015	406,051	261,538		696,605		696,605
営業利益又は 営業損失()	99,646	76,160	4,514	12,167	31,138	35,315	4,176

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の概要

- (1) 投資顧問事業.....顧客との投資顧問契約に基づき、顧客資産を運用し、報酬を得る事業
- (2) ディーリング事業.....当社の自己資産を、主として国内外の商品先物・商品OTC市場等を利用し、デイトレード、裁定取引及びマーケットメイクを行う事業
- (3) プロップハウス事業.....当社連結子会社の自己資産を、主として商品・金融・証券市場を利用し、先物・オプションを対象にデイトレードを中心とする取引を行う事業
- (4) 外国為替証拠金取引事業...個人投資家向けに外国為替証拠金取引のオンライン・サービスを提供する事業

3 営業投資事業の廃止について

「四半期連結財務諸表のための基本となる重要な事項等の変更 2 . 会計方針の変更 営業投資事業の廃止に伴う計上区分の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より、シードマネー投資につきましては、投資金額や投資期間等に関する一定の制約を設け、管轄を本社管理部門に移管して営業投資ではない一般投資として扱い、営業外損益にて表示することといたしました。

当該変更に伴う、当第1四半期連結累計期間の営業収益、営業利益に与える影響はございません。

また、シードマネー投資以外の営業投資事業(連結子会社ASTMAX INVESTMENT LTD. による新規運用プログラムの開発・検証、既存運用プログラムのトラックレコード蓄積・維持等の目的で行われてきた自己投資活動を含む)については、本年4月1日以降行わないことといたしました。

上記に伴い、当第1四半期連結会計期間より、事業の種類別セグメント情報における営業投資事業セグメントを廃止しております。

なお、この変更に伴う当第1四半期連結累計期間の営業利益に与える影響はございません。また、従来営業投資事業としておりました資産については、当第1四半期連結会計期間より全社資産としており、当第1四半期連結会計期間末の金額は、421,413千円であります。

4 外国為替証拠金取引事業について

当該事業に区分されておりました連結子会社アストマックスFX株式会社は、前連結会計年度の3月28日をもって全業務を停止し、当第1四半期連結会計期間の6月25日付にて、全株式をSaxo Bank A/Sへ譲渡いたしました。

本年4月1日以降、株式譲渡時までの期間において、当該事業における営業収益は発生しておりません。

また、この株式譲渡により、外国為替証拠金取引事業については、当第1四半期連結会計期間より連結の範囲から除外し、同事業に係る資産は、前連結会計年度末と比較して224,064千円減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

全セグメントの営業収益の合計に占める「日本」の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外営業収益】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	シンガポール	その他の地域	計
海外営業収益(千円)	336,513	15,381	321,132
連結営業収益(千円)			696,605
連結営業収益に占める 海外営業収益の割合(%)	48.3	2.2	46.1

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2 その他の地域の区分に属する主な国又は地域……英領ケイマン諸島、米国、英国
3 海外営業収益は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における営業収益であります。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日)を適用しております。

1 報告セグメントの概要

当社企業グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社企業グループは、当社と連結子会社3社で構成され、投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業を営んでおります。

投資顧問事業では、商品ファンドや投資信託、機関投資家等と投資顧問契約を締結し、国内外の商品市場及び証券市場で顧客資産の運用を行い、その対価として報酬を得る事業を行っております。

ディーリング事業では、当社の自己資産を、主として国内外の商品先物・商品OTC市場等を利用し、デイトレード、裁定取引及びマーケットメイクを行う事業を行っております。

プロップハウス事業では、連結子会社の自己資産を、主として国内外の商品先物市場を対象にデイトレードを中心とする取引を行う事業を行っております。

前述に基づき、投資顧問事業、ディーリング事業及びプロップハウス事業の3つを報告セグメントとしております。

2 報告セグメントごとの営業収益及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注2)	四半期連結損益 計算書計上額
	投資 顧問事業	ディー リング事業	プロップ ハウス事業	計		
営業収益						
外部顧客への営業収益	50,693	285,218	178,774	514,686		514,686
セグメント間の内部 営業収益又は振替高		599		599	599	
計	50,693	285,817	178,774	515,286	599	514,686
セグメント利益又は損失()	32,385	61,682	8,135	21,162	9,584	11,578

- (注) 1 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。
2 セグメント利益又は損失()の調整額 9,584千円には、連結会社間の内部取引消去8,799千円及び全社費用18,383千円が含まれております。全社費用は、各報告セグメントに帰属しない連結子会社の営業費用及び借入金利息であり、各報告セグメントに配分していない金額であります。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報
 該当事項はありません。

(金融商品関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

デリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

	四半期連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
デリバティブ取引(注1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(247,738)	(247,738)	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	(247,738)	(247,738)	

(注) 1 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

2 デリバティブ取引に関する注記事項については、「注記事項(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日に比べて著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

対象物の種類が商品及び通貨関連のデリバティブ取引が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該取引の契約額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 商品関連

区分	種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	先物取引			
	貴金属			
	売建	10,330,587	10,229,255	101,331
	買建	10,480,188	10,459,996	20,192
	石油			
	売建	2,141,855	2,112,097	29,758
	買建	2,484,290	2,396,403	87,887
	ゴム			
	売建	88,658	86,668	1,990
	買建	147,005	143,577	3,428
	農産物			
	売建	162,149	159,804	2,345
	買建	132,275	128,668	3,607
	砂糖			
	売建	77,876	74,595	3,280
	買建	78,428	75,589	2,839
商品指数				
売建	1,379,757	1,253,868	125,889	
先渡取引				
貴金属				
売建	34,891	28,640	6,251	
買建	34,881	28,640	6,241	
	合計			146,650

(注) 1 時価の算定方法

国内市場の先物取引：各取引所の清算値段によっております。

海外市場の先物取引及び先渡取引：海外商品先物取引所の清算値段決定手順(Settlement Price Rule)に準じた理論価格によっております。

- 2 評価損益のうち174,843千円は、国内市場の清算機関（株式会社日本商品清算機構）との間で、日々値洗い清算が行われることから、「注記事項（金融商品関係）」における四半期連結貸借対照表計上額及び時価には含めておりません。

(2) 通貨関連

区分	種類	契約額等 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引	為替先物取引			
	売建	9,729,618	9,953,184	223,566
	買建	434,281	438,100	3,818
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	米ドル 売建	68,719	68,517	202
	合計			219,545

(注) 時価の算定方法

海外市場の先物取引：海外商品先物取引所の清算値段決定手順（Settlement Price Rule）に準じた理論価格によっております。

為替予約取引：取引先金融機関から提示された価格によっております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1 当第1四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業費用(株式報酬費用) 2,351千円

2 当第1四半期連結会計期間中による権利不行使による失効により利益として計上した額

新株予約権戻入益 307千円

3 当第1四半期連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

会社名	提出会社
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 35 当社子会社取締役 1 当社子会社従業員 18
株式の種類及びストック・オプション付与数(株)	普通株式 1,000
付与日	平成22年5月18日
権利確定条件	権利行使時においても当社の取締役、監査役もしくは従業員又は当社子会社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。 譲渡及び質入れその他担保設定及び相続は認めない。 その他の条件については新株予約権の割当を受ける者との間で締結する契約による。
対象勤務期間	平成22年5月19日～平成24年5月18日
権利行使期間	平成24年5月19日～平成27年5月18日
権利行使価格	24,039円
付与日における公正な評価単価	9,873円

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
33,783.71円	34,443.38円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,054,139	4,130,829
普通株式に係る純資産額(千円)	4,032,186	4,110,920
差額の主な内訳(千円) 新株予約権	21,952	19,909
普通株式の発行済株式数(株)	127,996	127,996
普通株式の自己株式数(株)	8,643	8,643
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	119,353	119,353

2 1株当たり四半期純利益金額等

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額 181.05円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 金額 180.95円	1株当たり四半期純損失金額 301.17円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 については、潜在株式は存在するものの、1株当たり 四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額		
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は四 半期純損失() (千円)	21,965	35,945
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 () (千円)	21,965	35,945
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式の期中平均株式数(株)	121,323	119,353
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	72	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり四半期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式について前連結会計年度末から 重要な変動がある場合の概要		新株予約権1種類(新株 予約権の数1000個)。 なお、新株予約権の概要 は、「第4 提出会社の状 況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権の状況」に記 載のとおりであります。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 連結子会社の吸収合併

当社は、平成22年3月17日開催の取締役会決議に基づき、平成22年7月1日付で当社の連結子会社であるアストマックス・キャピタル株式会社及びアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社を吸収合併いたしました。

本件合併に関する事項の概要は、以下のとおりであります。

(1) 合併の目的

アストマックス・キャピタル株式会社は、アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社の株主持株会社として平成19年3月に設立しました当社100%出資子会社です。

アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社は、平成19年6月にグループ会社化した旧三井物産フューチャーズ株式会社が商号変更し現在に至り、当社企業グループにおける主力事業の一つであるプロップハウス事業を担っております。

本件合併は、経営資源を集約し、更なる経営の効率化と収益の向上を図ることを目的とするものであります。

なお、本件合併により、各社における法人管理業務、各社間の出向等に係る人事労務管理、一般経費の各社負担に応じた各社間経費精算の財務・経理対応等の管理業務を一元化し、更なる業務の効率化並びに経営のスピードアップを図り、大幅な経費削減を見込んでおります。

(2) 合併の法的形式、合併後企業の商号

次の二段階で合併を行っております。

当社を存続会社とする吸収合併方式でアストマックス・キャピタル株式会社と合併、アストマックス・キャピタル株式会社は消滅しております。

当社を存続会社とする吸収合併方式でアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社と合併、アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社は消滅しております。

なお、被合併会社2社は、いずれも当社の100%出資子会社であるため、当社は合併に際して新株式の発行、金銭等の交付は行わず、資本金及び資本準備金の増加もありません。

(3) 財産の引継ぎ

各被合併会社の平成22年3月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算を基礎とし、これに合併の効力発生日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を当社が承継しております。

(4) 被合併会社の直近事業年度の概要(平成22年3月31日現在)

商号	アストマックス・キャピタル株式会社	アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社
事業内容	アストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社の株式を所有することによる同社事業活動の支配・管理	国内及び海外の先物取引所及び金融商品取引所における上場商品の取引 貴金属、非鉄金属、農産物及び石油製品等各種商品の売買 上記に類似した商品の店頭取引及びオプション取引等
資本金(千円)	58,000	2,000,000
純資産(千円)	69,446	3,345,265
総資産(千円)	2,546,170	3,711,292
直近事業年度の業績		
営業収益(千円)	37,869	969,425
営業利益(千円)	7,635	13,122
経常利益(千円)	32,786	54,839
当期純利益(千円)	35,487	17,982
従業員数	8名	20名

(5) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたします。

なお、この合併は、当社において100%出資子会社を吸収合併するものであるため連結業績に与える影響はございません。

(6) 合併の期日

平成22年7月1日

当社は、会社法第796条第3項の規定（簡易合併）により、アストマックス・キャピタル株式会社及びアストマックス・プロップ・トレーダーズ株式会社は、会社法第784条第1項の規定（略式合併）により、それぞれ合併承認株主総会は開催しておりません。

2. 自己株式の取得

平成22年7月21日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議いたしました。

- | | |
|------------------|---|
| (1) 自己株式の取得を行う理由 | 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため。 |
| (2) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (3) 取得する株式の総数 | 3,000株を上限とする。
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 2.51%) |
| (4) 株式の取得価額の総額 | 50百万円を上限とする。 |
| (5) 自己株式取得の日程 | 平成22年7月22日～平成23年3月31日 |

(リース取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間末におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月10日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアストマックス株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年8月11日

アストマックス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小澤 裕 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 志 保

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアストマックス株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アストマックス株式会社及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。